



是非、福祉共済保険へご加入ください

日本歯科医師会福祉共済保険制度は、万が一の時の備えとともに、より安定した歯科医業経営を支えるための制度です。

例えば、阪神・淡路大震災では 347 件、東日本大震災では 151 件の災害共済保険金（当時の名称は災害共済金）を給付し、また、近年では平成 28 年熊本地震や平成 30 年 7 月豪雨の被害に対しても給付を行い、災害時の診療所再建の一助となりました。

また、加入者の死亡に際しては死亡共済保険金が給付され、ご遺族の生活保障となります。

このように、本制度には地域の歯科医療提供体制の継続に寄与する社会的な機能があります。これにより、福祉共済保険は、内閣府公益認定等委員会から公益目的事業として位置付けられています。

将来のためにも、是非、福祉共済保険制度へご加入ください。

●詳細は「日歯福祉共済保険制度重要事項説明書（制度概要・注意喚起）」をご覧ください。

お問い合わせ先・加入申込先	
引受認可特定保険業者	公益社団法人 日本歯科医師会
住 所	〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-1-20
お問い合わせ先	日本歯科医師会 会計・厚生会員課（厚生会員部門 TEL 03-3262-9323） もしくはご所属の都道府県歯科医師会
加入申込先	ご所属の都道府県歯科医師会
加 入 資 格	日本歯科医師会会員で入会時もしくは入会より 12 カ月以内の方。 なお、加入日現在 60 歳未満であること。（第 6 種会員は加入できません）

万が一に
備え

ご家族のために、医業経営の安定のために

令和5年
4月改正

公益社団法人 日本歯科医師会

福祉共済 保険制度

加入のご案内



福祉共済保険制度とは

会員の相互扶助の理念に則し、会員の福祉共済を図ることを目的として昭和31年に創設した「福祉共済制度」を前身とした保険制度です。

- ① 本制度には本会会員の約86.9%（※1）がご加入されています。
- ② 保障内容は「災害」「火災」「障害退会」「死亡」の4種類です。
- ③ 保険料月額 **8,500円**（※2・3・4）で上記②の保障全てが受けられます。

※1 令和4年3月現在。

※2 令和5年4月現在。死亡率の変化や大規模災害による災害共済保険金の給付により財政状況が悪化した際、必要に応じて財政状況を改善するため、保険料または保険金額の見直しを行う可能性があります。

※3 制度に35年以上在籍し、かつ満80歳以上に達した誕生日が属する年度末まで保険料をご負担いただき、その翌年度からは払込免除となります。

※4 解約による保険料の返戻金はありません。

公益社団法人 日本歯科医師会



万が一、災害に遭ってしまったら…

災害共済保険金

近年、風水害の発生件数が増加しており、また、日本は世界有数の地震大国でもあります。

誰しも被災の恐れのある風水害・地震に対し、福祉共済保険制度は対応しています。

風水害 指定された診療所または自宅※¹が全壊または流出した場合※²

地震 指定された診療所または自宅※¹が全壊または全焼した場合※²

災害共済保険金 **800万円**※³ を給付

※¹ 就業所、自宅(いずれも契約者又は契約者の二親等内の親族が所有又は借り受けている物件)が同時に被災の場合はいずれか1物件に対し給付します。

※² り災証明書による

※³ 震災、風水害、火災その他これに類する災害により、死亡共済保険金、火災共済保険金、災害共済保険金及び障害退会共済保険金を支払い理由とする事故が多数発生し、当該共済保険金を全額支払うとした場合に本制度の収支業況を著しく悪化させると理事会において認める場合は、代議員会の議決を経て、本会は当該共済保険金の全部又は一部を削減して支払うことがあります。なお、当該共済保険金を削減して支払うときは、本会は当該受給権者に通知します。



ご病気や事故で障害認定を受け、
診療を続けることが困難になってしまったら…

障害退会共済保険金

障害退会 身体障害1級・2級・3級または精神障害1級・2級と認定され、歯科医師免許証を返納し本会を退会する場合

歯科医師免許証返納時の満年齢に応じ下記の保険金を給付

45歳未満	1,000万円
45歳以上60歳未満	800万円
60歳以上80歳未満	500万円
80歳以上	200万円



診療所・自宅が火災に遭ってしまったら…

火災共済保険金

火災 指定された診療所または自宅※¹が全焼した場合※²

火災共済保険金 **800万円**※³ を給付

※¹ 就業所、自宅(いずれも契約者又は契約者の二親等内の親族が所有又は借り受けている物件)が同時に被災の場合はいずれか1物件に対し給付します。

※² り災証明書による

※³ 震災、風水害、火災その他これに類する災害により、死亡共済保険金、火災共済保険金、災害共済保険金及び障害退会共済保険金を支払い理由とする事故が多数発生し、当該共済保険金を全額支払うとした場合に本制度の収支業況を著しく悪化させると理事会において認める場合は、代議員会の議決を経て、本会は当該共済保険金の全部又は一部を削減して支払うことがあります。なお、当該共済保険金を削減して支払うときは、本会は当該受給権者に通知します。



万が一の際、ご家族様への保障として

死亡共済保険金

加入者をご逝去された際にはご指定の受給権者様へ、死亡時満年齢に応じ下記の通り死亡共済保険金を給付します。

これは万が一の備えとしてだけでなく、後継者への円滑な事業継承により地域住民への歯科医療提供体制の維持確保(歯科医業の廃業防止)の側面も有しています。

死亡 加入者のご逝去の際、予め指定された受給権者様へ給付

加入者の死亡時満年齢に応じ下記の保険金を給付

45歳未満	1,000万円
45歳以上60歳未満	800万円
60歳以上80歳未満	500万円
80歳以上	200万円

